内閣衆質第三号

昭和三十二年四月二十六日

内 閣 総 理 大 臣 岸 信 介

衆 議 院 議 長 益 谷 秀 次 殿

衆議院議員 春 日一 幸 君提出損害保険株式会社の責任準備金の性質及び帰属に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

(質問の \equiv

衆 議 院 議 員 春 日 幸 君 提 出 損 害 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 責 任 潍 備 金 0) 性 質 及 び 帰 属 に 関 す る

質問に対する答弁書

責 任 準 備 金 は 保 険 金 支 払 \mathcal{O} た \Diamond に 積立 て 7 お < Ė \mathcal{O} で あ つ て、 勘 定 科 目 上 ŧ 保 険 契 約 準 備

金とし て 経 理 せ 5 れ 7 1 る が、 <u>\f</u> 法 的 にここ \mathcal{O} 趣 旨 を 明 確 化 す べ き必 要 は 特 に 認 8 6 れ な 1

二イ、 損 害 保 険 に お け る 責 任 準 備 金 は、 未 経 過 保 険 料 及 び 異 常常 危 険 準 備 金 ょ ŋ 成 0 7 1 る。 未 経

過 保 険 料 は、 収 入 保 険 料 中 \mathcal{O} 未 経 過 分 を 積 4 <u>\(\frac{1}{12} \)</u> て る ŧ \mathcal{O} で あ り、 異 常 危 険 準 備 金 は、 大 火 築

 \mathcal{O} 異 常 危 険 に そ な え て、 保 険 事 業 収 支 差 額 及 び そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 利 益 \mathcal{O} 中 か 5 各 期 繰 り 入 れ る ŧ \mathcal{O} で

ある。

口 責 任 準 備 金 が に 述 ベ た ょ う に 保 険 契 約 潍 備 金 で あ ると 7 うこと は、 保 険 関 係 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 潍

備 金 で あ ることを意味 す る £ \mathcal{O} で あ つ て、 責 任 準 備 金 に 見 合う 財 産 に 0 7) 7 被 保 険 者 12 直 接

に 権 利 が あることを意味する ŧ 0 で は な い。 な お、 損 害 保 険 0 場 合 は、 生 命 保 険 <u>、</u>と異 へなり、

原 則 とし 7 契 約 期 間 は 箘 年 \mathcal{O} 短 期 で あ ý , そ \mathcal{O} 保 険 料 は 貯 蓄 的 性 格 を 持 た な 1 \mathcal{O} で、 保 険

業 法 第 三 + = 条 及 び 第 三 + \equiv 条 に ょ る 先 取 特 権 及 び 優 先 弁 済 権 Ł 生 命 保 険 12 限 5 れ 損 害 保

険 \mathcal{O} 被 保 険 者 に は 認 \otimes 5 れ て 1 な 1

損 害 保 険 会 社 が 解 散 L た 場 合 \mathcal{O} 責 任 準備 金 0) 残 額 責 任準 備 金 か 5 保険業 法 及 び 保 険 約 款

 \mathcal{O} 定 \Diamond に ょ ŋ 支 払 う Ž き 保 険 金 及 び 未 経 過 保 険 料 を 差 L 引 1 た 残 額) は、 長 期 的 に 想 定 さ れ

た 予 定 損 害 率 とそ \mathcal{O} 実 績 とし 7 得 5 れ た 損 害 率 と \mathcal{O} 差 額 \mathcal{O} 4 な 5 ず、 経 費 \mathcal{O} 節 減 社 外 流 出

 \mathcal{O} 抑 制 に ょ 0 7 異 常 危 険 準 備 金 12 繰 ŋ 入 れ 5 れ た 利 益 相 当 額 再 保 険 に ょ る 口 収 等 経 営 努 力

に ょ る ŧ \mathcal{O} ŧ 少 な < な 1 ま た 大 火 に ょ 0 7 異 常 危 険 準 備 金 を 上 廻 る 保 険 金 \mathcal{O} 支 払 1 が あ

0 た と す れ ば 逆 に 株 主 勘 定 は き 損 さ れ 株 主 が そ \mathcal{O} 損 失 を 負 担 L な け n ば な 5 な 1 Ł \mathcal{O} で

あ る。 ک れ 5 \mathcal{O} 点 を 勘 案 す ると、 \mathcal{O} 残 額 は 被 保 険 者 に 払 1 戻 す لح 1 う ょ り は 商 法 \mathcal{O}

般 原 則 通 り <u>ー</u> 般 債 権 者 に つ **,** \ で 株 主に 帰 属 す べ きも \mathcal{O} で あ ると考える。

<u>ー</u>に 述べ たように、 責任準備

そ

れ が 保 険 事 業 より発生し た 財 産であることに 金に見合う財 産 か は直 んが 接 み、こ 的 に は被保証 \mathcal{O} 運 険者の 用 利 益 を保 ものとは言えな 険 料 算 定 に いが、 加 味す

ることは考えられるところである。この点に関しては、 責任準 ー備金の日 累積度合を勘案し つつつ、

情勢に応じて弾力的に運用することとし、立法化によらず行政指導によることが適当であると

思われる。

右答弁する。